

特別養子縁組の改正による修正点

債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法』をお使いいただきまして、誠にありがとうございます。以下の特別養子縁組の改正に伴い、後記の表の修正をお願いいたします。

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲
2019年6月7日	2019年6月14日	2020年4月1日 (2019年12月18日の官報で発表)	2020年度～

	変更前
民法Ⅲ P451/ 5～10行目	<p>③養子の年齢</p> <p>養子は、<u>6歳未満</u>でなければなりません（民法817条の5本文）。<u>6歳以上だと、親が替わったことに気づいてしまうからです（上記②の視点）。</u></p> <p>ただし、<u>6歳になる前から養親に監護されていたときは、8歳未満であればOKです（民法817条の5ただし書）。</u>6歳になる前から一緒に暮らしていたのなら、<u>親が替わったことに気づきにくいからです（上記②の視点）。</u></p>
	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>③養子の年齢</p> <p>養子は、<u>15歳未満</u>でなければなりません（新民法817条の5第1項前段）。</p> <p>ただし、<u>以下の2つの要件を充たせば、15歳に達した後でも可能です（新民法817条の5第2項）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>15歳になる前から養親に監護されていた</u> ・<u>15歳に達するまでに請求をできなかったやむを得ない事由がある</u> <p>※<u>審判確定時に18歳未満である必要があります（新民法817条の5第1項後段）</u></p> <p>※<u>15歳以上だと養子の同意が必要となります（新民法817条の5第3項）</u></p> <p><u>特別養子は、要件が厳格であり、利用できない事例が多数あります。その原因の1つが養子の年齢制限でした。ある程度成長してから虐待を受けて児童養護施設に入った子供などについては、利用できない制度となっていました。こういった事例にも使えるようにするため、令和元年の改正で年齢制限が引き上げられました。</u></p>

以上